令和７年度　太田地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年 11 月 19 日（水）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
1	自治会町内会役員等の担い手不足について 太田地区は東北自動車道を境に東側に広がる区画整理が終わった住宅地域と、西側に広がる田園地域に大きく分けることができ、先般、東側の住宅地域では、今後、転入者の増加が見込まれているが、自治会町内会の役員や、盛岡市の委嘱を受ける民生・児童委員や保健推進員、きれいなまち推進員等（以下「民生・児童委員等」という。）の担い手不足は、地域の特性や人口の増減に関わらず共通の課題となっている。 自治会町内会の会長ほか役員は、それぞれの用務のほか、市当局等の要請に応じ、多様な用務を行っている。 また、民生・児童委員等についても制度発足時と比較して用務が多様化しているにもかかわらず、報酬や活動費の見直しが近年行われていないと伺っている。 自治会町内会の役員や、民生児童委員等の勧誘に当たり、用務の趣旨や魅力の説明に苦慮している。 現役世代の担い手が減少し、結果、役職の長期化、高齢化が進むということが実情となっている。 担い手不足解消のための市当局の具体的な方策を伺いたい。 先般開催された「第２次盛岡市地域づくり協働計	【民生・児童委員等の担い手不足について】 町内会・自治会の担い手不足への対応としては、特に若い世代の地域活動への参加促進を図るため、企業等への働きかけや市職員への意識啓発、職場研修等の充実を図るとともに、役員の負担軽減のため、市から町内会・自治会に依頼する業務の縮減に取り組んでまいります。 また、町内会・自治会の必要性や地域活動の情報について、市のホームページや広報媒体の活用による情報発信をさらに強化し、市民の理解と参画を促進してまいります。 民生・児童委員につきましては、幅広い職種・業務経験を持つ人材が地域で活動しやすい環境となるよう、市公式ホームページや広報等により、委員活動のやりがいや魅力と合わせ、委員活動への理解と協力を広く呼びかけ、市民への理解促進を図っているほか、市からの依頼業務を整理するなど活動環境の改善に取り組んでまいります。 委員の選任につきましては、民生委員法において適格要件が定められており、「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人」という定めのもと、地域の実情に精通し、かつ地域住民が困りごとを相談できる信頼のおける方の人選には、地域からの声が欠かせないものとして町内会・自治会から適任者の推薦を頂いているところです。民生・児童委員の推薦に当たっては、人選に苦慮されている地域も多くあると認識しており	市民部 市民協働推進課 保健福祉部 地域福祉課

令和７年度　太田地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年 11 月 19 日（水）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
	画(案)」説明会の資料によると、自治会町内会役員担い手不足の相談ができるＮＰＯ組織を派遣する事業があるとされていますが実効性が上がっているか伺いたい。 　また、同資料によると市職員の地域活動参加率は約45％とされていますが、市内各地域に居住する市職員は、もっと積極的に地域活動に参加し、他の現役世代の地域活動参加の呼び水となるよう働きかけられないか検討されたい。 　自治会町内会役員や民生・児童委員等の担い手不足の解消には、市当局がもっと直接関与することができないか検討されたい。	ますことから、御要望により職員が自治会の方に同行し、候補者本人への制度説明等も行っておりますので、担当課まで御相談ください。 　保健推進員は、地区の健康相談や健康教室への協力や、検診の受診勧奨など、地域において保健活動を推進する役割を担っていることから、地域の実情に合わせて活動できる適任者を、各町内会・自治会等から推薦いただきたいと考えておりますが、一方で、近年は適任者の推薦に苦慮している地区があることも理解しております。会議回数や送付書類の削減など保健推進員の業務を見直すほか、適任者探しについて地区からの相談を個別にお受けするなど、各町内会・自治会の負担軽減に向け取り組んでいるところです。 　今後は、会議のオンライン活用等による移動負担の軽減や業務の更なる縮減・効率化、活動内容の周知方法や推薦方法の見直しなどを通じて、町内会・自治会の皆様の御負担を減らす取組を進めてまいります。 　きれいなまち推進員は、地域でのごみ減量及び資源の再利用に関して、市民の日常生活に密接な活動のリーダー的役割を担っていただいており、市と協力して地域の事情に合わせたごみの問題に取り組んでいただける方が適任と考えていることから、町内会・自治会から「地域の方」の推薦をお願いしておりますが、推	保健所 健康増進課 環境部 資源循環推進課

令和７年度　太田地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年 11 月 19 日（水）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
		進員の推薦に苦慮されている地区があることは承知しているところです。 　こうしたことから、推進員の推薦の際には、御要望に応じ、職員が業務の説明に伺い、市と協力して取り組んでいただくことを説明するほか、配布物の送付回数を減らしたり、ごみ分別アプリ「さんあーる」を活用した周知啓発など、引き続き推進員の業務の軽減、効率化に努めてまいります。 【自治会町内会役員担い手不足の相談ができるＮＰＯ組織を派遣する事業について】 　役員の高齢化や後継者不足で休会や解散を議論していた町内会に対し、ＮＰＯ法人の派遣を行い、議論の方向性の整理、活動の棚卸し、住民アンケートの実施等の支援を行った事例があります。住民アンケートでは、地域の方が町内会の必要性を感じていることを共有する結果となり、新たな協力者も加わって、組織体制や活動の見直しが進められています。 　役員からは、「外部の第三者の存在により議論が前向きになり、広い視野で考えることができた」「協力者が現れるきっかけを作ってもらった」といった声を頂いているところであります。 【市職員の地域活動参加について】 　市職員に対する地域活動への参加の期待感が大きいことは承知しているところであり、地域に居住する職員が主体的に関わっ	市民部 市民協働推進課 市民部 市民協働推進課

令和７年度　太田地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年 11 月 19 日（水）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
		ていく意識の醸成が必要と考えております。このため、研修の実施や職場ミーティングの奨励、地域活動に関する情報の発信等、継続的な働きかけを通じて、市職員の地域活動への理解を促進し、参加意欲の向上を図ってまいります。	

令和７年度　太田地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年 11 月 19 日（水）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
2	地区防災計画の運用等について 太田地区は令和６年度に危機管理防災課の協力を得て、地区防災計画を策定した。 太田地区自治会協議会として自主防災会を、また、域内12の自治会町内会でもそれぞれ自主防災隊を組織し、風水害、土砂災害、地震災害等の有事に備えている。 有事の際、市当局・警察署・消防署が本格的に活動するまで、自主防災組織は最低限どこまで活動することを期待されているのか伺いたい。 優先すべきは、避難か救助か、また、どのように避難行動要支援者に対応することになるか具体的に伺いたい。 災害が発生した（発生が予想される）とき、自治会町内会の自主防災隊単位で活動を始めるのか、自治協の自主防災会として活動を始めるのか伺いたい。 災害が発生した（発生が予想される）とき、自主防災組織は行政機関とどのように連携するのか伺いたい。 ・行政機関の連絡窓口は。 ・地域の窓口は自治協か自治会町内会単位か。 自主防災組織と、消防団、交通指導員、民生・児童委員、保健推進員等の各組織とは、どのように連携し	自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下、災害等の被害防止や軽減、予防を目的として結成された組織であり、地震や大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「公助」だけでは限界があることから、早期に実効性のある対策を取ることが難しいため、可能な範囲で災害による被害軽減のための情報収集や伝達、初期消火、負傷者の救出や救護、そして住民の避難誘導などの自主防災活動を行っていただくことが期待されております。 優先すべき活動としましては、「安全な場所に早く移動することを基本として避難を優先」し、「自分自身や家族の安全確保を行った上で救出救護活動」に当たっていただきますようお願いします。 また、避難行動要支援者への対応としまして、市では、避難行動要支援者が円滑に避難ができるよう、避難行動要支援者避難支援計画を策定し、災害時の避難支援等について基本的な事項を定めております。この計画に基づいて、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得た上で、自主防災組織などの避難支援等関係者に情報提供を行うとともに、個別避難計画の作成支援を行っております。有事の際は、これらの情報を活用し、民生委員などと連携を図りながら避難情報の伝達や避難の支援をお願いします。 災害が発生、又は発生のおそれがある場合は、各地域の自治会町内会単位で結成されております自主防災隊が、地域の実情に沿	総務部 消防対策室

令和７年度　太田地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年 11 月 19 日（水）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
	てほしいと考えているのか伺いたい。 　自主防災組織を設置し、地区防災計画も策定し訓練や研修も行っていますが、有事の際、市当局、警察署、消防署等とどのように連携するのか、何を起点にどのような順序で行動すればよいか、情報共有のルートはどうなっているのか等、一連のフローなどがあればお示しいただき具体的に説明を伺いたい。	った活動を組織的に開始するとともに、自治会協議会組織で構成されております自主防災会も活動を開始していただくことを想定しております。両者で協力・連携いただきながら、地域の被害状況の把握や、避難誘導等を行っていただきますようお願いします。 　自主防災組織と行政機関の連携につきましては、まず、行政機関の連絡窓口は市の「消防対策室（電話626-7404)」及び「災害対策本部(電話651-4111)」となります。また、地域の窓口は「自主防災隊」を基本として御対応いただきますようお願いします。 　自主防災組織と消防団、交通指導員、民生・児童委員、保健推進員等の各組織との連携につきましては、災害発生時、地域の救出救護活動や、災害時の交通整理、避難行動要支援者に対する避難支援、地域住民の健康管理などについて、地域において活動に必要とされる情報について、現場等において、各組織に対し速やかな情報提供を行っていただきますほか、重要な情報や、関係機関との共有が必要な情報については、「災害対策本部(電話651-4111)」に連絡を頂きますようお願いします。本部から関係機関に情報共有を行います。自主防災組織が地域の団体と連携した活動を展開することにより、地域防災力の向上につながりますことから、平時からの訓練などを通じ、災害時の取り組みや関係機関等との連携などについて、確認や備えを行っていただきますようお願いします。 　有事の際の市、警察、消防署等との連携につきましては、自主	

令和７年度　太田地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年 11 月 19 日（水）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
		防災隊などから市へ提供いただきました情報を、警察や消防署などを始めとした各関係機関と共有し、連携して必要な対応に当たることとしております。なお、災害対策本部設置時には、本部に警察や消防など各機関からリエゾン（連絡調整要員）の派遣を受け、情報共有や連絡調整を行っております。 　また、災害発生時の一連のフローとしまして、市が作成した「災害時の自主防災活動マニュアル」に、災害が発生した場合の自主防災隊本部の初動チェックリストを掲載しておりますので、当該チェックリストを参考とし、行動していただきますようお願いします。 　【参考】市ホームページ　自主防災活動マニュアル掲載ページ https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/anzen_anshin/bousai/1022068.html QRコード ＜次ページ以降に参考画像を記載＞	

令和７年度　太田地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年 11 月 19 日（水）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
		災害発生時の自主防災隊本部の初動チェックリスト **大雨時（水害、土砂災害）の対応** **【災害が発生する恐れがある場合・自主避難の目安を超えた場合】** □地域住民への周知、避難誘導 □盛岡市消防対策室への連絡（電話０１９－６２６－７４０４） **【災害発生時・避難情報（高齢者等避難、避難指示）が発令された場合】** □地域住民への周知、避難誘導 □避難所等での避難住民の安否確認 □盛岡市災害対策本部等への支援要請等（電話０１９－６５１－４１１１） □支援要請、被害状況の報告 **地震発生時の対応** **【発災直後】** □自主防災隊本部の設置 設置場所〔　　〕 □盛岡市災害対策本部への連絡（電話０１９－６５１－４１１１） □台帳等の用意 □世帯台帳　□要配慮者台帳　□地図　□黒板又はホワイトボード □防災資器材の準備 □役割分担の決定と初動活動 各班の活動 □初期消火活動 □出火場所の確認 □消火活動人員の割り振り及び消火指示 □住民の安否確認 □安否確認情報の収集：安否不明者（　　）人 □安否不明者の確認 □盛岡市災害対策本部への連絡（電話０１９－６５１－４１１１） □災害時要援護者への支援 □災害時要援護者の所在確認 □支援者の割り振り及び支援指示 □救出・救助活動 □要救助者の確認：（　　）人 □救出人員の割り振り及び救出指示 □応急救護活動 □けが人の人数確認 □重 傷 者 ：（　　）人 □中等症者：（　　）人 □軽 傷 者 ：（　　）人 □搬送車両の手配：（　　）台 □搬送人員の割り振り及びけが人の搬送 □軽傷者の応急手当の割り振り □地域内の被害状況の収集	

令和７年度　太田地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年 11 月 19 日（水）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
		□盛岡市災害対策本部等への支援要請等 □支援要請 □被害状況の報告：盛岡市災害対策本部（電話０１９－６５１－４１１１） **【数時間～３日経過後】** □役割分担の見直し　□トイレの確保　□炊き出し □生活情報の収集及び住民への周知　□地域内の防犯活動 **非常持出品・備蓄品チェックリスト** ■非常持出品 事前に準備できているか、チェック レ しましょう。 品　名 ／ 品　名 □非常食品（火を通さないで食べられるもの） ／ □飲料水 □携帯ラジオ（電池も） ／ □懐中電灯（電池も） □救急医療品 ／ □常備薬 □貴重品（現金、預金通帳等含む） ／ □健康保険証（お薬手帳のコピーなど） □ウエットティッシュ ／ □ビニール袋 □上着、下着など ／ □季節に応じて使い捨てカイロ ■備蓄品 災害復旧までの3日分を生活できるよう、チェック レ しましょう。 品　名 ／ 品　名 □非常食品（アルファ米、缶詰、レトルト食品 ドライフーズ、栄養補助食品、菓子類） ／ □飲料水（一人1日3リットル目安） □卓上コンロ、ガスボンベなど ／ □毛布、寝袋、ドライシャンプーなど □簡易食器、割りばし ／ □ラップ、アルミホイル、新聞紙など □予備のめがね、予備の補聴器 ／ □アウトドア用品 **緊急時の情報・連絡方法** ■災害用伝言ダイヤル（固定電話） 171 →伝言を録音するときは 1 →相手の市外局番からの電話番号→30秒以内に伝言を吹き込む 伝言を再生するときは 2 →相手の市外局番からの電話番号→伝言を聞く ■災害用伝言板（携帯電話など） 各社のトップメニューから【災害用伝言板】を開く →伝言を登録するときは 登録 を選択して入力する。 →伝言を確認するときは 確認 を選択して被災地の方の携帯電話番号を入力して伝言を見る。	